航空機騒音に係る環境基準の地域類型と基準値

地域	類型を当てはめる地域	基準値	
類型		Lden	WECPNL
热土		H25.4.1 から	H25.3.31まで
1	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第 1号の規定により定められた、	ı	
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 及び田園住居地域 並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域	57dB以下	70以下
2	告示別表に掲げる区域のうち都市計画法第8条第1項第 1号の規定により定められた、		
	近隣商業地域 商業地域	62dB 以下	75 以下
	準工業地域		
	及び工業地域		

※ 新基準値(Lden)は、騒音対策の継続性を考慮し、旧基準値に相当するレベルとして設定されています。

【備考】

OLden (平成25年4月1日から) の算出方法

評価は、次式により1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル (Lden) を算出し、全測定日のLdenについて、パワー平均を算出するものとする。

(注) i、j及びkとは、各時間帯で観測標本のi番目、j番目、k番目をいい、 L_{AE} ,diとは、午前7時から午後7時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 L_{AE} ,ejとは、午後7時から午後10時までの時間帯におけるi番目の L_{AE} 、 L_{AE} ,nkとは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目の L_{AE} をいう。また T_0 とは、規準化時間(1秒)をいい、Tとは、観測1日の時間(86400秒)をいう。

OWECPNL (平成25年3月31日まで) の算出方法

評価は、最大騒音レベル及び機数から次式により1日ごとのWECPNLを算出し、全測定日のWECPNLについて、パワー平均を算出するものとする。

$$d B (A) + 10 log 10 N - 27$$

(注) $\overline{d B (A)}$ とは、1 日の最大騒音レベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前 0 時から午前 7 時までの機数をN 1、午前 7 時から午後 1 0 時までの機数をN 2、午後 1 0 時から午後 1 2 時までの機数をN 4 とし、次式により算出した値をいう。

$$N = N2 + 3N3 + 10 (N1 + N4)$$